学校いじめ防止基本方針

徳島市方上小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格や多様性を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、担任、担任外問わず、複数の教職員で児童を見守り、担任一人が抱え込むことのないように全教職員でいじめをなくしていくための行動をとる。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (5) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果が認められない場合は、関係機関(警察、児童相談所等)との 適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体 制を構築する。

いじめの定義

(定義)

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は,表面的・形式的にすることなく, いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こった ときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するもので はない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また,「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお, インターネットやSNS上で悪口を書かれた児童生徒がその事実を知らずにい||

るような場合など、被害児童が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても, 加害児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、 の全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が 意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相 手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築 くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、 柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは 必要となる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に 警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、 教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連 携した対応を取ることが必要である。

2 学校いじめ対策組織

(1)組織の構成

管理職や主幹教諭,生徒指導担当教員,教育相談担当教員,学年主任,養護教 論,学級担任,学校医等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、教育相談コーディネーター,児童と関わりのある教職員,児童が 相談しやすい教職員等を追加する。

また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

(2) 組織の役割

- (1)学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修 正を行う。
- 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録,共有
- 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係 の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

3 教育相談体制

- 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。 (1)
- 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとよ (2)
- り, 教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど, 児童はもとより, 保護者も 気軽に相談できる体制を整備し, 保護者からの相談を直接受け止められるように する。
- 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との 連携を図る。
- 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず (5)多様な相談窓口について広報・周知に努める。

いじめの未然防止のための取組

教育·指導場面 (1)

- 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を,学校教育全体を通 (1)じて、児童一人一人に徹底する。
- 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの 推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人 の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
-) 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で 授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう,一

人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。

- ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで
- 発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。 ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じる ことのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努 める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の 機会などを積極的に設ける。
- ⑦ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害
- であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。 インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」で あり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、インターネ ットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校 全体で取り組む。また,県がネットパトロールを実施していること,インターネ ット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場 合があることにも触れて指導を行う。
- 児童会活動などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組 が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりする ことがないよう,細心の注意を払う。
- ② いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可 能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- 児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人
- 間関係を築くことができる力を育てる。 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、 地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(2) 家庭・地域社会との連携

- 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期, 入学式等で児童、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、 必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、 いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじ めを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明ら かにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働 きかける。
- 児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的(7月, 1月)に実施することに加え、「個別面談」、「日記や連絡帳」の記述等から、児童 の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、学校 いじめ対策組織において組織的に判断する。
- いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセ ラー,特別支援教育コーディネーター等,学校内の専門家との連携に努める。 特に,けんかやふざけ合い,けが等にも留意し,背景にいじめがないか確認する。
- 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確 認し,保護者と連絡を取る。
- いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や 友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した 場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽 視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 学校いじめ対策組織において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必 要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
 ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共
- 通理解を図る。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一 人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切 に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童を全教職員が全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を
- 複数教員による家庭訪問を行う。
- 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。 4
- 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。 $\overline{(5)}$
- スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた 適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- (1)
- 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。 いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。 2
- いじめの背景を考え,行為に対する責任を明確にし,再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の児童への指導

- 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間とし て絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめ を許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停 止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや 学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の 力を借りて対応する。

関係機関への相談・通報 (6)

- 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、 ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
-) ネット上のいじめが行われた場合,いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報 の開示請求について,必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

(7) いじめの解消状態

- 少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期な 期間を設定できる。
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を 実施する。

校内研修

年に一回以上、いじめなど生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

8 重大事態への対処

- (1) いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」 (別表)に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画(いじめ防止プログラム)

年間目標

- ・いじめは、どの子供にもどこの学校でも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認 知し組織的に取り組む。
- ・教職員や児童生徒が、学校内でのルールの検討や行事運営、運営啓発活動を通して、よりよい学校づくりを進めていく意識を醸成する。
- ・教職員の研修を通して、いじめについての共通理解、生徒の状況等の情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。
- 生徒との信頼関係の醸成し、いじめを見抜く感覚を磨くことでいじめの早期発見を図る。
- ・学習指導や進路指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、児童生徒が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。
- ・児童生徒の生活態度・意識を向上させるとともに,適切な人権意識を身に付けさせ,いじめの未然防止を図る。
- ・児童生徒の心の変化をいち早く捉え、いじめの早期発見・早期対応に努め、人間関係の修復・改善を図る。

(1年~3年)

	「いじめの防止等の対策のた めの組織」・校内研修等	1年	2年	3年
4 月	学校基本方針の説明,指導体制や指導計画の公表・周知(校長)校内研修(研修主任)健康診断(養護)	あいさつ運動(担任) 授業参観・PTA総会・家庭 訪問・学級懇談(担任) 1年生を迎える会(児童会 担当)	あいさつ運動(担任) 授業参観・PTA総会・家庭 訪問・学級懇談(担任) 1年生を迎える会(児童会 担当) 読書活動開始(担任)	あいさつ運動 (担任) 授業参観・PTA総会・家庭 訪問・学級懇談 (担任) 1年生を迎える会 (児童会 担当) 読書活動開始 (担任)
5 月	問題行動の共通理解(生徒指導主任) 児童理解研修(担任他) 授業参観・PTA総会(教頭, 担任) 健康相談活動(担任,養護)	読書活動開始(担任) 徒歩遠足(担任) 学校探検(担任)	徒歩遠足(担任) 学校探検(担任) リーディングバディ活動 [5年が2年とペアになり, 絵本の読み聞かせをする。 2月は2年が5年に読み聞 かせをする。](担任)	徒歩遠足(担任) 校区探検活動(担任)
6 月	アンケート調査, アンケート 調査分析(生徒指導主任) プール開き(体育主任)	授業参観日(担任) 縦割り班活動(特活主任) 自然体験活動(担任)	授業参観日(担任) 縦割り班活動(特活主任) 自然体験・校区探検活動 (担任)	授業参観日(担任) 縦割り班活動(特活主任)
	校内研修 (研修主任)	清掃奉仕活動 (清掃担当)	清掃奉仕活動 (清掃担当)	清掃奉仕活動(清掃担当)

月	PTA校外補導(教頭) 個人懇談(各担任) 方上地区夏祭り(教頭)	水泳学習(担任) 個人懇談(担任) 校外補導(担任)	水泳学習(担任) 個人懇談(担任) 校外補導(担任)	水泳学習(担任) 個人懇談(担任) 校外補導(担任)
8月	1 学期取組点検評価・改善(教 務主任) 取組の成果等の情報発信と保 護者啓発(教頭) 親子映画会(教頭)	補充学習(担任)	補充学習(担任)	補充学習(担任)
9月	アンケート調査, アンケート 調査分析 (生徒指導主任) 身体測定 (養護) 健康相談活動 (養護)	人権学習(担任)	人権学習(担任)	人権学習(担任)
10 月	研究授業(研修主任)	縦割り班活動(特活主任) 運動会(担任)	縦割り班活動(特活主任) 運動会(担任)	総合学習(担任) 縦割り班活動 (特活主任) 運動会 (担任)
11 月	校内研修(研修主任) 「友だち自慢」毎日3名ずつ, 給食時に校内放送で学級の友 達の良い所を紹介し合う。(人 権主任)	オープンスクール [人権教育・人権講演会]・人権集会 (人権主任) バス遠足 (担任)	オープンスクール [人権教育・人権講演会]・人権集会 (人権主任) バス遠足 (担任)	オープンスクール [人権教育・人権講演会]・人権集会 (人権主任) バス遠足 (担任)
12 月	アンケート調査, アンケート 調査分析(生徒指導主任) 2学期取組点検評価・改善(教 務主任) 演劇鑑賞会(教務主任)	個人懇談(担任)	個人懇談(担任)	個人懇談(担任) しめ縄作り体験 [地域のお 年寄りとの交流] (担任)
1 月	学校評価アンケート配布 (教 頭) 健康相談活動 (養護)	昔の遊び体験 [地域の方と の交流] (担任) 縦割り班読み聞かせ(図書 担当)	生活科 [自分の成長・命の 尊さ] (担任) 縦割り班読み聞かせ(図書 担当)	縦割り班読み聞かせ(図書 担当)
2 月	校内研修(研修主任) 学校評議員会(教頭)	学習発表会参観日(担任) 金管バンド発表会(音楽主 任) 縦割り班読み聞かせ(図書 担当)	学習発表会参観日(担任) 金管バンド発表会(音楽主 任) 縦割り班読み聞かせ(図書 担当)	学習発表会参観日(担任) 金管バンド発表会(音楽主 任) 縦割り班読み聞かせ(図書 担当)
3 月	1年間の取組点検評価・改善 と次年度の計画 (教務主任)	卒業式(教務主任) 6年生を送る会(児童会担 当) 大掃除(担任)	卒業式(教務主任) 6年生を送る会(児童会担 当) 大掃除(担任)	卒業式(教務主任) 6年生を送る会(児童会担 当) 大掃除(担任)

(4年~6年)

	「いじめの防止等の対策のた めの組織」・校内研修等	4年	5年	6年
	学校基本方針の説明, 指導体	あいさつ運動 (担任)	あいさつ運動(担任)	あいさつ運動(担任)
4	制や指導計画の公表・周知(校	授業参観·PTA総会·家庭	授業参観·PTA総会·家庭	授業参観·PTA総会·家庭
月	長)	訪問·学級懇談(担任)	訪問·学級懇談(担任)	訪問·学級懇談(担任)
	校内研修 (研修主任)	1年生を迎える会(児童会	1年生を迎える会(児童会	1年生を迎える会(児童会

	健康診断 (養護)	担当)	担当)	担当)
		読書活動開始(担任)	読書活動開始(担任)	読書活動開始(担任)
5 月	問題行動の共通理解(生徒指導主任) 授業参観・PTA総会(教頭) 健康相談活動(養護) なかよし班[異学年で編制](特活主任)	徒步遠足(担任) 学校探検(担任) 授業参観(担任)	徒歩遠足(担任) 1年生との交流(担任) 授業参観(担任) 道徳「言葉のおくりもの」 (担任) リーディングバディ活動 [5年が2年とペアになり, 絵本の読み聞かせをする。 2月は2年が5年に読み聞 かせをする。](担任)	修学旅行(担任) 授業参観(担任)
6 月	アンケート調査, アンケート 調査分析(生徒指導主任) 参観日(各担任)	縦割り班活動(特活主任) 体育科 [保健] (担任) 育ちゆく体とわたし(担任)	縦割り班活動(特活主任)	縦割り班活動(特活主任) 予防教育(担任)
7 月	校内研修(研修主任) PTA校外補導(教頭) 方上小地区夏祭り(教頭)	清掃奉仕活動(清掃担当) 水泳学習(担任) 校外補導(生徒指導主任) 個人懇談(担任)	赤ちゃん先生活動 [赤ちゃん連れの母親数名が来校し、ふれあいを通して命の大切さや思いやり等について実践的に学ぶ。](担任)清掃奉仕活動(清掃担当)水泳学習(担任)校外補導(生徒指導主任)個人懇談(担任)	インターネット安全教室 (担任) 清掃奉仕活動(清掃担当) 水泳学習(担任) 校外補導(生徒指導主任) 個人懇談(担任)
8月	1 学期取組点検評価・改善(教務主任) 取組の成果等の情報発信と保護者啓発(生徒指導主任) 親子映画会(教頭) 小中生徒指導研修会(生徒指導主任)	補充学習(担任)	補充学習(担任) YMCA宿泊学習(担任)	補充学習(担任)
9月	アンケート調査, アンケート調査分析 (生徒指導主任) 身体測定, 健康相談活動 (養護)	人権学習(担任)	人権学習(担任) 家庭科「できるようになっ たかな家庭の仕事」(担任)	人権学習(担任)
10 月	研究授業(研修主任) 秋季大運動会(体育主任)	総合的な学習 (防災学習)(担任) 縦割り班活動(特活主任) 運動会(担任)	総合的な学習 (国際理解)(担任) 縦割り班活動(特活主任) 運動会(担任)	総合的な学習 (職業体験)(担任) 縦割り班活動(特活主任) 運動会(担任)
11 月	校内研修(研修主任)	オープンスクール [人権教育・人権講演会]・人権集会 (人権主任) バス遠足 (担任)	オープンスクール [人権教育・人権講演会]・人権集会 (人権主任) バス遠足 (担任)	オープンスクール [人権教育・人権講演会]・人権集会 (人権主任) バス遠足 (担任)
12 月	アンケート調査, アンケート 調査分析(生徒指導主任) 2学期取組点検評価・改善(教 務主任) 演劇鑑賞会(教務主任)	個人懇談(担任)	個人懇談(担任) 理科「ヒトの誕生」(担任) 家庭科「家族でホットタイ ム」(担任)	個人懇談(担任) 体育科(保健)病気の予防 とエイズ教育(担任)
	学校評価アンケート配布(教	縦割り班読み聞かせ(図書	体育科(保健)(担任)心	縦割り班読み聞かせ(図書

月	頭) 健康相談活動(養護)	担当)	の健康(担任) 縦割り班読み聞かせ(図書 担当)	担当)
2 月	校内研修(研修主任) 学校評議員会(教頭) 学校保健委員会(養護)	学習発表会参観日(担任) 金管バンド発表会(音楽主 任) 縦割り班読み聞かせ(図書 担当)	学習発表会参観日(担任) 金管バンド発表会(音楽主 任) 縦割り班読み聞かせ(図書 担当)	学習発表会参観日(担任) 金管バンド発表会(音楽主 任) 縦割り班読み聞かせ(図書 担当)
3 月	1年間の取組点検評価・改善 と次年度の計画(教務主任)	卒業式(教務主任) 6年生を送る会(特活主任)	卒業式(教務主任) 6年生を送る会(特活主任)	卒業式(教務主任) 6年生を送る会(特活主任)